事　 務 　連 　絡

令和５年12月25日

所属所担当者　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　農林水産省共済組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　短期給付担当

　　　令和５年度医療費通知事業「医療費のお知らせ」について

このことについて、別紙のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、組合員への周知については、農林水産省共済組合ホームページに掲載するほか、農林水産省については12月26日にポータルサイトに周知文書を掲示し、独立行政法人については同日に掲載内容を添付したメールを所属所担当者にお送りする予定であることを申し添えます。

１　事業の目的

国家公務員共済組合連合会共同事業の一環として、医療費の額等を「医療費のお知らせ」により通知することによって、組合員及び被扶養者が健康に対する認識を深めるとともに、短期給付事業の健全な運営に資することを目的とします。

２　「医療費のお知らせ」の内容

　　補足説明１.をご確認ください。

３　通知の対象者

令和５年度の「医療費のお知らせ」は年間の医療費が10万円を超えることを基準に、以下の要件を満たす交付希望者に対し発行することとします。

１.令和５年１年間の医療費（共済組合・生命保険会社からの給付金、地方自治体からの助成等を除いた額）が10万円を超える者（10万円には、生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合及び農林水産省共済組合員でない者・期間に係るものを含む）

２.令和５年の確定申告を行う者

　　　なお、マイナンバーカードを所有しマイナンバーを共済組合に提出している方は、マイナポータル・医療費通知情報を利用することにより、令和３年９月以降に保険医療医機関・保険薬局の窓口で支払った公的医療保険に係る医療費の情報を閲覧できます。

また、国税庁ホームページに掲載されているマイナポータル連携を利用することで、マイナポータル・医療費通知情報を所得税確定申告書に活用することができます。

４　交付希望者の申し出方法

上記３の要件を満たし、「医療費のお知らせ」の発行を希望する組合員は、別添「発行希望書」ファイルに必要事項を入力し、令和６年１月17日（水）まで（期限厳守）に直接【kyosai\_iryou@maff.go.jp】（メールの件名は「医療費のお知らせについて」としてください。）に提出していただく方式とします（所属所での集計作業は必要ありません。）。

５.「医療費のお知らせ」の発行

　　「医療費のお知らせ」は令和６年２月中旬～下旬に農林水産省共済組合から所属所担当者宛てに郵送（本省所属所は配布）します。組合員へは所属所担当者から配布をお願いします。

補足説明

１.「医療費のお知らせ」について

　　組合員が、農林水産省共済組合の組合員証（保険証）を使用し医療機関等で令和５年１月～11月に診療を受け、農林水産省共済組合に保険者負担分として医療費の請求があったものが記載されています。

　　ただし、以下のとおり実際の支払額とは異なっている点があるため、お手持ちの領収書を確認のうえ、確定申告・医療費控除においては参考資料としてご利用ください。

　・記載されているのは令和５年１月～令和５年11月受診分です。令和５年12月分は含まれておりません。

　　・1月～11月分についても、国家公務員共済組合連合会共同事業実施要領により産婦人科および精神科の受診分は除いており、これらに関連した受診分も除かれている場合があります。

　　・11月受診分が高額療養費等の対象になっている場合は、1月下旬に配布する請求書の金額を減額する必要があります。

　・農林水産省共済組合の組合員証を使用しないで医療機関等を受診した場合や保険適用外の治療費、農林水産省診療所受診分については記載されておりません。

なお、様式は別添PDFファイル【参考①】のとおりです。

２.マイナポータル・医療費通知情報について

　　令和３年９月以降に保険医療機関・保険薬局の窓口で支払った、公的医療保険に係る医療費の情報を閲覧できます。その他、受診した医療機関等名称や医療費控除該当有無の基準となる年間（１月～12月）の窓口負担相当額なども閲覧できます。

なお、以下の事例のように、審査支払機関での取り扱いとならない情報については、医療費通知情報として表示されません。

・高額な医療費を保険医療機関・保険薬局の窓口で支払い、後日、保険者（共済組合）から支給を受けた場合の高額療養費

・立て替え払いをしたときの療養費（保険資格を確認できずに受診した場合やコルセット等の治療用装具を作成した場合等）

・はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術費用

・整骨院・接骨院で受けたときの柔道整復療養費

・保険適用外の費用（自由診療や差額ベッド代等）

・審査支払業務を健康保険組合（共済組合）と直接契約している保険薬局で支払った費用（農林水産省診療所）

　　詳細は[マイナポータルホームページ](https://myna.go.jp/html/my_information.html)でご確認ください。（別添PDFファイル【参考②】参照。マイナポータル＞わたしの情報＞医療費通知情報を確認する）

３.確定申告・医療費控除に係るマイナポータル連携について

マイナポータルと連携してデータを一括取得し、所得税確定申告書に自動入力することができます。

詳細は[国税庁ホームページ](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm)でご確認ください（別添PDFファイル【参考③】参照。[ホーム](https://www.nta.go.jp/)＞[税の情報・手続・用紙](https://www.nta.go.jp/taxes/index.htm)＞[申告手続・用紙](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/index.htm)＞マイナポータル連携特設ページ（マイナンバーカードを活用した控除証明書等の自動入力））